


かさねて

自由と人権は公民館の有料化に反対します

「自由と人権」連絡先：090-1884-5757（榎本）

★東大和市は社会教育活動の衰退を招くような「有料化」をするな！

東大和市で公民館が初めて誕生したのが1971（S46）年、「みんなが楽しく語り合い集う場所として」（「東やまと市報」同年4月1日号）期待された出発でした。昨年2022年には東大和市立公民館の開館50周年を迎え、公民館紹介動画「公民館へ行こう」が作製されました。

公民館へ行こう 



動画の中では数々の示唆に富むことばがちりばめられています。公民館は地域住民が「つどう・まなぶ・むすぶ」場所として「講座やイベントを通じて人づくり・地域づくりに貢献しています」と示されています。また、「まなぶ」では「公民館は興味や関心8ごと、また地域の要請に応える知識や技術を学ぶ場です」とされ、「むすぶ」では「公民館はさまざまな機関や団体の間にネットワークをつくります」とされています。

ここに公民館有料化が導入されたらどうでしょう。みんなが楽しく、気軽につどうなどということができるのでしょうか。「お金がかかるなら……」とこの足を踏む人が出てくることは必至です。だれでもタダで平等に開かれているからこそ、年齢・性別・職業・生活環境・障害の有無など、様々な層の人たちがつどえるのではないのでしょうか。

※ここでいう「公民館有料化」とは、公民館にとどまらず市民センター等も含まれます。

★かつて「三多摩テーゼ」があった

公立公民館設立の黎明期、東京都教育庁社会教育部は「新しい公民館像をめざして」（1973～1973年）をまとめ上げています。その中で、公民館について「4つの役割」と「7つの原則」示しています。いわゆる「三多摩テーゼ」と呼ばれているものです。

「公民館の4つの役割」とは以下のものです。

1. 公民館は住民の自由なたまり場です
2. 公民館は住民の集団活動の拠点です
3. 公民館は住民にとっての『私の大学』です
4. 公民館は住民による文化創造のひろばです

これはまさに東大和市の初期公民館の設立理念とも、動画「公民館に行こう」の「公民館ってどんなところ？」でうたわれている内容ともぴたりと重なります。

更に同書では「公民館運営の基本—7つの原則」として、「自由と均等の原則・住民参加の原則」などの他に「無料の原則」を掲げています。

自由と平等、そして無料であることが公民館活性化のキモであり、それを保障するために、行政は公民館の維持管理の責任と義務を負っています。「行財政運営の確立」を名目に、公民館を利用料するなどもってのほかです。

★パブリックコメント等の事前説明実施は最低の義務

現在東大和市の公民館は社会教育法第 20 条の目的に使用される場合は無料とされており（東大和市立公民館条例第 10 条）、ほとんどの団体がこの適用を受けています。したがって、公民館有料化のためには公民館条例第 10 条の改定が必要となります。

尾崎前市長は公民館有料化にあたって、市の「財政的問題」あることから改定前の事前説明やパブリックコメントの実施はしないとしています（2022 年 7 月 公民館利用者連絡会の質問に対する回答）。

しかし、誰でも平等に使用できる施設である公民館を有料化することは「市民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」（パブリックコメント実施要綱 第 3 条「対象となる計画等」）の対象となることは明らかです。少なくとも、事前説明とパブコメ実施は行政の最低限の義務ということになります。

★受益者負担を理由にした公民館有料化は税の二重取りである

和地現市長は、受益者負担の原則に立ち行財政運営の一環として施設利用者に負担をしてもらうと言っています。これは正しい主張でしょうか。

受益者負担とは、「地方公共団体がつくる特別の施設、例えば道路の新設・改良などによって特に利益を受ける人々から徴収すること」（「広辞苑」）です。市民であれば誰でも平等に利用ができる公民館が「特別の施設」でしょうか。公民館利用者は「特に利益を受ける人々」でしょうか。公民館は公共施設であり、引き込み道路などの「特別な施設」とは異なります。和地市長の主張はとんでもない言いがかりです。

公共施設は公金で維持管理されています。公金のもとをただせば税金です。利用者から料金を徴収することは、税の二重取りと言われても仕方ありません。

★市場原理の導入を許すな！

東大和市では、2015（H27）年 6 月に発行された「使用料・手数料見直しに係る基本方針」の中で、「使用料の原価計算」として、人権費・需用費・委託費・使用料および賃借料などを想定、「原価に減価償却費を算定する」（2020 年 9 月 30 日行政管理課庁議書）としています。一部とはいえ、これを市民に負担させようとしているのです。

これでは企業努力を回避し、消費者に負担を負わせようとする会社経営の発想と同じです。まさに市場原理の導入にほかなりません。公民館有料化を許せば、次は図書館や博物館の有料化へと波及していくことは目に見えています。公民館有料化を断じて許してはなりません。

公民館有料化反対のための集まり

期日：11 月 26 日（日）午前 9 時 30 分より
会場：東大和市立南街公民館 204 学習室
呼びかけ：公民館有料化に反対する会

※「自由と人権」は「公民館有料化に反対する会」とリンクを組んでいます。問い合わせは表面連絡先まで。

公民館有料化に反対する会 HP

